

学校法人北海道武蔵女子学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人北海道武蔵女子学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を北海道札幌市北区北22条西13丁目1番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、人間形成の学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

北海道武蔵女子短期大学 教養学科

英文学科

経済学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上11人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうち理事長以外の1名を理事長代行とすることができるものとし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長代行の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 北海道武蔵女子短期大学学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上4人以内

(3) 学識経験者のうち本法人の教育に理解ある者で理事会において選任した者 4人以上6人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、その選任の条件となっている職、又は地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、教職員（学長、教育職員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は理事長代行にあってはその職務を含む）を行う。

(役員の補充)

第9条 理事及び監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(責任の免除)

第11条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第12条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠したことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職

務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金30万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が發せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- (理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会は、原則として、毎年2回以上開会する。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が、第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 10 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 11 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 13 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(常任理事会)

第19条 理事会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会の構成及び審議事項等は、別に定める。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が記名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15人以上23人以内の評議員をもって組織する。ただし、議員の定数は、常に理事の数の2倍をこえる数とする。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会は、原則として毎年2回以上開会する。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができる。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。以下同じ。）の支給の基準

- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 北海道武蔵女子短期大学学長
 - (2) 北海道武蔵女子短期大学を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内
 - (3) 北海道武蔵女子短期大学の在学生の保護者のうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内
 - (4) この法人の教職員で理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選任した者 2人以上3人以内
 - (5) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8人以上13人以内
- 2 前項第1号、第3号及び第4号の評議員は、その選任の条件となっている職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 死亡。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なくインターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。
(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。
(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿
- (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人北海道武蔵女子学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和42年1月23日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長） 東京都練馬区桜台3丁目27番地

岡 茂 男

理 事	鎌倉市浄明寺90
	宮 本 和 吉
理 事	東京都杉並区和泉4丁目33番地2号
	鈴 木 武 雄
理 事	札幌市北20条西14丁目
	篠 田 二 郎
理 事	札幌市北2条西13丁目
	大 川 義 男
理 事	札幌市北7条西20丁目
	大 賀 淳
理 事	東京都練馬区北町1の24の15
	豊 島 充 喜 男
監 事	茅ヶ崎市小和田4588番地
	波多野 真
監 事	東京都板橋区南常磐台1丁目25番地
	大 木 一 幸

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和47年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和48年3月15日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和49年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成6年12月21日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成18年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成20年10月7日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

- 1 令和2年3月2日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年6月10日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年8月20日）から施行する。

新旧の比較対照表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 北海道武蔵女子大学 経営学部 経営学科 (2) 北海道武蔵女子短期大学 教養学科 英文学科 経済学科	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (新設) 北海道武蔵女子短期大学 教養学科 英文学科 経済学科
(役員) 第5条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>8人以上12人以内</u> (2) 監事 2人	(役員) 第5条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>7人以上11人以内</u> (2) 監事 2人
(理事の選任) 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>北海道武蔵女子大学学長及び北海道武蔵女子短期大学学長</u>	(理事の選任) 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>北海道武蔵女子短期大学学長</u> <u>(新設)</u>
<u>3 第1項第1号に規定する理事が、その職務を兼務する場合は、第5条第1項第1号に規定する理事数から兼務数を減じた数をもって定数とする。</u>	
(評議員会) 第21条 この法人に評議員会を置く。 2 評議員会は、 <u>17人以上25人以内</u> の評議員をもって組織する。ただし、評議員の定数は、常に理事の数の2倍をこえる数とする。	(評議員会) 第21条 この法人に評議員会を置く。 2 評議員会は、 <u>15人以上23人以内</u> の評議員をもって組織する。ただし、評議員の定数は、常に理事の数の2倍をこえる数とする。
(評議員の選任) 第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) <u>北海道武蔵女子大学学長及び 北海道武蔵女子短期大学学長</u> (2) <u>この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会に</u>	(評議員の選任) 第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 北海道武蔵女子短期大学学長 (2) <u>北海道武蔵女子短期大学を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会に</u>

<p>において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>(3) <u>この法人の設置する学校の在学生の保護者のうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内</u></p> <p>(4) この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>(5) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 <u>9人以上14人以内</u></p>	<p>において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>(3) <u>北海道武蔵女子短期大学の在学生の保護者のうちから、理事会において選任した者 2人以上3人以内</u></p> <p>(4) この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 2人以上3人以内</p> <p>(5) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 <u>8人以上13人以内</u></p>
<p>3 第1項第1号に規定する評議員が、その職務を兼務する場合は、第21条第2項に規定する評議員数から兼務数を減じた数をもって定数とする。</p> <p><u>附則</u> この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
年 度 分		令和4 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	合 計	
設置経費	校 地 (うち造成費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	施 基 準 内	-	8,921	-	3,553	-	-	12,474	
	設 基 準 外	-	19,999	-	-	-	-	19,999	
	設 図 書	-	2,807	-	-	-	-	2,807	
	備 教 具	-	31,340	-	-	-	-	31,340	
	小 計	-	63,067	-	3,553	-	-	66,620	
新設校の開設年度の経常経費			420,816	420,816	3,553	-	-	420,816	
合 計			63,067	420,816	3,553	-	-	487,436	

既設校 の転用から 共用	施設	基 準 内	583,576 千円
	施設	基 準 外	36,589 千円
	設備	図 書	196,353 千円
	設備	教具・校具・備品	37,114 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区分	財源充当額	財源の調達方法
現金預金	487,436千円	令和4年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金1,472,745千円のうち487,436千円を財源に充当
合計	487,436千円	

財産目録総括表

科 目 年 度	令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和4年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和5年3月31日)
一 基本財産	3,640,029 千円	3,573,967 千円	3,573,967 千円
二 運用財産	1,849,373 千円	1,711,085 千円	1,711,085 千円
三 負債額	468,076 千円	464,429 千円	464,429 千円
1 固定負債	231,630 千円	235,144 千円	235,144 千円
2 流動負債	236,447 千円	229,285 千円	229,285 千円
四 基本財産+運用財産	5,489,404 千円	5,285,053 千円	5,285,053 千円
五 純資産(四-三)	5,021,327 千円	4,820,624 千円	4,820,624 千円

貸借対照表

令和5年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	3,771,210,441	3,837,222,796	△66,012,355
有形固定資産	3,573,967,412	3,640,029,635	△66,062,223
特定資産	44,283,116	43,635,288	647,828
その他の固定資産	152,959,913	153,557,873	△597,960
流動資産	1,513,842,844	1,652,180,744	△138,337,900
資産の部合計	5,285,053,285	5,489,403,540	△204,350,255
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	235,144,079	231,629,690	3,514,389
流動負債	229,284,877	236,446,720	7,161,843
負債の部合計	464,428,956	468,076,410	△3,647,454
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	5,823,182,570	5,840,766,473	△17,583,903
第1号基本金	5,757,182,570	5,774,766,473	△17,583,903
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	66,000,000	66,000,000	0
繰越収支差額	△1,002,558,241	△819,439,343	△183,118,898
純資産の部合計	4,820,624,329	5,021,327,130	△200,702,801
負債及び純資産の部合計	5,285,053,285	5,489,403,540	△204,350,255

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事業規模等	実 施 時 期	備 考
令和5年度	研究室設置工事	7室増室(計145m ²)	令和5年8月1日着工 令和5年10月1日完成	大学設置経費
	屋外運動場設置工事	1,560.44m ²	令和5年8月1日着工 令和5年10月1日完成	大学設置経費
	経営学関係図書	図書304冊、電子書籍255タイトル	令和5年10月1日取得	大学設置経費
	研究室什器	増設研究室什器一式	令和5年4月19日取得済	大学設置経費
	教務システム	システム導入一式	令和5年4月10日取得済	大学設置経費
	教務システムサーバー	サーバー導入一式	令和5年4月30日取得済	大学設置経費
令和6年度	業務用パソコン	28台	令和6年8月取得	大学・短大共用
	デジタルサイネージシステム (1号館・2号館)	導入一式	令和6年8月取得	大学・短大共用
令和7年度	学生ロッカ一室整備工事	61.68m ²	令和7年8月1日着工 令和7年9月1日完成	大学設置経費 大学・短大共用
	デジタルサイネージシステム (3号館・4号館・5号館)	導入一式	令和7年8月取得	大学・短大共用
令和8年度	323情報処理室パソコン更新	62台	令和7年9月取得	大学・短大共用
令和9年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		96,050	178,050	265,175	352,300
手数料収入		3,993	5,775	6,031	6,300
寄付金収入		225	385	385	385
補助金収入		59,407	72,795	74,517	78,776
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		5	7	7	7
受取利息・配当金収入		375	525	525	525
雑収入		350	4,370	1,080	1,760
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		52,200	52,200	52,200	52,200
その他の収入		75	105	4,125	835
資金収入調整勘定		-55,200	-56,220	-52,930	-53,610
前年度繰越支払資金		0	-230,749	-336,099	-373,432
収入の部合計		157,480	27,243	15,015	66,046

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		236,300	259,150	254,300	261,580
教育研究経費支出		83,410	68,096	88,668	112,213
管理経費支出		69,062	24,881	27,818	30,804
借入金等利息支出	】	0	0	0	0
借入金等返済支出	】	0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		2,500	6,000	9,100	1,400
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		9,075	18,235	14,280	6,979
〔 予備費 〕		0	0	0	0
資金支出調整勘定		-12,119	-13,020	-5,719	-5,467
翌年度繰越支払資金		-230,749	-336,099	-373,432	-341,464
支出の部合計		157,480	27,243	15,015	66,046

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	学生生徒等納付金	96,050	178,050	265,175	352,300
	手数料	3,993	5,775	6,031	6,300
	寄付金	225	385	385	385
	経常費等補助金	59,407	72,795	74,517	78,776
	付随事業収入	5	7	7	7
	雑収入	350	4,370	1,080	1,760
	教育活動収入 計	160,030	261,382	347,194	439,528
	人件費	245,155	263,802	255,900	259,502
	教育研究経費	103,691	93,154	112,249	135,180
教育活動外収支	管理経費	71,970	29,007	31,210	33,945
	徴収不能額等	0	0	0	0
	教育活動支出 計	420,816	385,963	399,358	428,627
	教育活動収支差額	-260,787	-124,582	-52,164	10,901
	受取利息・配当金	375	525	525	525
教育活動外収支	その他の教育活動外収入	0	0	0	0
	教育活動外収入 計	375	525	525	525
	借入金等利息	0	0	0	0
	その他の教育活動外支出	0	0	0	0
特別収支	教育活動外支出 計				
	教育活動外収支差額	375	525	525	525
	経常収支差額	-260,412	-124,057	-51,639	11,426
	資産売却差額	0	0	0	0
	その他の特別収入	0	0	0	0
特別収支	特別収入 計				
	資産処分差額	0	0	0	0
	その他の特別支出	0	0	0	0
	特別支出 計				
特別収支差額					
〔 予備費 〕		0	0	0	0
基本金組入前当年度収支差額		-260,412	-124,057	-51,639	11,426
基本金組入額合計		-2,500	-3,010	-9,100	-1,400
当年度収支差額		-262,912	-127,067	-60,739	10,026
前年度繰越収支差額		0	-262,912	-389,979	-450,718
基本金取崩額		0	0	0	0
翌年度繰越収支差額		-262,912	-389,979	-450,718	-440,692

(参考)

事業活動収入 計	160,405	261,907	347,719	440,053
事業活動支出 計	420,816	385,963	399,358	428,627